

健全化判断比率等の対象会計区分(平成24年度)

各比率の算定に係る対象会計の範囲を で示すとこのようになります。

一般会計等		公営事業会計			一部事務組合・広域連 合	地方公社・第3セク ター等
一 般 会 計	一般会計等に属する特 別会計	一般会計等以外の特 別会計のうち公営企業 会計に係る特別会計以 外の特別会計	公営企業会計			
			公営企業に係る会計			
				法適用企業	法非適用企業	
	田富よし原処理センター 事業特別会計	国民健康保険特別会計	上水道事業会計	簡易水道事業特別会計	中巨摩地区広域事務組合	笛吹川沿岸土地改良 区
		後期高齢者医療特別会計		下水道事業特別会計	甲府地区広域行政事務組 合	
		介護保険特別会計		農業集落排水事業特別会 計	東八代広域行政事務組合	
		地域包括支援センター特 別会計		工業用地整備事業特別会 計	三 郡 衛 生 組 合	
実質赤字比率					青木ヶ原ごみ処理組合	
					山梨県市町村総合事務組 合	
					山梨県後期高齢者医療広 域連合	
					山梨県市町村議会議員公 務災害補償等組合	
連結実質赤字比率						
実質公債費比率						
将来負担比率						
				資金不足比率		